平成26年9月3日「第2回子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会」資料3

子育て支援員(仮称)研修ガイドラインについて

1. 研修ガイドラインの目的

研修ガイドラインは、子育て支援員(仮称)研修の内容について、押さえておくべきポイントとして示し、実施主体又は講師によって内容が異なる、あるいは内容が不十分となることを防ぐことを目的として作成するものである。

2. 研修ガイドラインの内容

① 研修ガイドラインは、共通研修、専門研修の科目ごとに、意義やポイントとなる項目・目標等を示し、講師等が研修を実施する際の留意点として作成するものとする。

特に小規模保育等の保育従事者等として保育に携わる地域保育コースにあっては、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(平成15年12月9日雇児発第1209001号雇児局長通知)(参考資料4)及び「家庭的保育者(保育ママ)の研修についての調査研究」(平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 財団法人こども未来財団)(参考資料5)などの事例をもとに作成するものとする。

- ② 地域保育コース以外の研修ガイドラインについては、研修の実施状況や事業の実施形態等が異なることから、各事業の実施状況に応じたものとなるよう作成するものとする。
- ③ なお、共通研修については、各事業の基礎となる研修であることから、地域保育コースに準じて作成するものとする。

3. 検討体制

本検討会の議論を踏まえ、各座長のもと各構成員のご協力をいただき作成。